

子ども家庭課

議案第99号

港区児童福祉審議会条例について

区は、児童相談所を設置する市（区）に政令指定され、令和3年4月1日に児童相談所設置市になります。

児童相談所設置市として、新たに児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、港区児童福祉審議会条例を制定します。

1 児童福祉審議会の法的位置付け

港区児童福祉審議会は児童福祉法第8条第3項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条の規定に基づく区長の付属機関として設置するものです。

2 児童福祉審議会の役割・権限

審議会は、次に掲げる事項について、調査審議等をするものとします。

- (1) 児童福祉法第8条第1項から第3項までに規定する児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項
- (2) 児童福祉法第6条の4第3号に規定する里親の認定に関する事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項、第21条第1項及び第22条第1項に規定する幼保連携型認定こども園の設置の認可等に関する事項
- (4) 区長が必要と認める事項

【主な調査審議事項】

- ・里親の認定及び子どもの権利擁護に関すること。
- ・保育所の設置の認可に関すること。
- ・家庭的保育事業及び放課後児童健全育成事業の最低基準に関すること。
- ・児童虐待死亡事例等の検証に関すること。

3 児童福祉審議会の委員構成

港区児童福祉審議会の委員は、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者から選任し、委員構成は、港区の調査審議事項の想定件数を考慮し、15人以下とします。なお、特別の事項を調査審議する必要があるときは、臨時委員を委嘱します。

4 関係条例への影響

- (1) 港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
(付則第2項関係)

港区児童福祉審議会の設置に伴い、港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条(最低基準の向上)において、「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「港区児童福祉審議会条例第1条に規定する港区児童福祉審議会」に改めます。

- (2) 港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(付則第3項関係)

港区児童福祉審議会の設置に伴い、港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第3条(最低基準の向上)において、「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「港区児童福祉審議会条例第1条に規定する港区児童福祉審議会」に改めます。

5 今後のスケジュール(予定)

令和3年4月 港区児童福祉審議会設置